

カーボン・オフセット宣言規約

2016年12月15日制定 (Ver.2.0)

1. 目的

カーボン・オフセット宣言規約（以下「本規約」という。）は、カーボン・オフセット宣言を行う全ての企業・団体が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものである。

2. 宣言への参加

日本国内のすべての企業・団体（政治団体及び宗教法人を除く）は環境省に対し、別に定める様式第1のカーボン・オフセット宣言書を提出することでカーボン・オフセット宣言ウェブサイト（以下「宣言ウェブサイト」という。）において、カーボン・オフセット宣言を行うことができる。

3. 参加の不承認

様式第1のカーボン・オフセット宣言書を提出しても、次のいずれかの場合には環境省の判断によりカーボン・オフセット宣言が成立しないことがある。

- ① カーボン・オフセット宣言書（添付書類含む）及びカーボン・オフセット宣言を行う者の概要、事業内容等を説明する書類に不備がある場合
- ② カーボン・オフセット宣言書に記載された内容が不適切であると判断される場合
- ③ カーボン・オフセット宣言書に記載された内容に不正があると判断される場合
- ④ その他、環境省が不適切である判断する場合

4. カーボン・オフセットの取組

カーボン・オフセット宣言においてカーボン・オフセットの取組を実施する者は、環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方」（指針）（以下、「指針」という。）及び「カーボン・オフセットガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に沿って行うものとする。

5. カーボン・ニュートラルの取組

カーボン・オフセット宣言においてカーボン・ニュートラルの取組を実施する者は、指針及びガイドラインに沿って行うものとする。ただし、ガイドライン「3. 排出量の把握（知って）」については、カーボン・オフセット第三者認証基準 3.1.1.4、3.1.1.5、3.1.1.6、3.1.1.7、3.1.1.8 及び同基準別紙を優先しなければならない。この場合、同基準の「申請

者」を「カーボン・オフセット宣言においてカーボン・ニュートラルの取組を実施する者」と読み替えることとする。

6. 情報提供

- (1) カーボン・オフセット宣言書に記載された内容は宣言ウェブサイトに掲載される。
なお、掲載される内容等については、環境省は一切の責任を負わない。
- (2) カーボン・オフセット宣言を行う者は、自らの取組が宣言ウェブサイトに公開された後、カーボン・オフセット宣言を行ったこと及びカーボン・オフセットの取組を実施する者は「カーボン・オフセット達成」を、カーボン・ニュートラルの取組を実施する者は「カーボン・ニュートラル達成」を対外的に情報提供することができる。

7. 活動報告等

カーボン・オフセット宣言を行う者は、環境省から要望があった場合には、アンケート調査に応じることとする。

8. 参加資格の取消

環境省は、カーボン・オフセット宣言を行う者またはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該企業・団体に対し、聴取の上、是正を指導することができる。

- ① 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- ② その他カーボン・オフセット宣言の趣旨に反する、またはその疑いがあると認められる場合

9. 宣言の取消

環境省は、カーボン・オフセット宣言を行う者が次のいずれかに該当する場合、当該者の宣言を取り消すことができる。

宣言を取り消された者は、以後、カーボン・オフセット宣言に係る対外的な情報提供はできない。

- ① 倒産、解散したとき
- ② 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- ③ カーボン・オフセット宣言の趣旨に反するような行為が認められるとき
- ④ カーボン・オフセット宣言を悪用し、活動を強制したり、違法行為や迷惑行為が認められるとき
- ⑤ 環境省に申請した連絡先と連絡が取れなくなった場合
- ⑥ 環境省からの指導等に応じなかった場合
- ⑦ その他、カーボン・オフセット宣言、環境省の信用を傷つける行為が認められるとき

10. 規約の改訂

- (1) 環境省は、必要に応じて本規約を改訂することができる。
- (2) 本規約の改訂によりカーボン・オフセット宣言を行う者に不利益が生じても、環境省は一切の責任を負わない。

附 則

本活動規約は、2015年3月31日から施行する。

本活動規約 Ver.2.0 は、2017年4月1日から施行する。